

町道内の施工における再生加熱アスファルト混合物の利用基準

令和7年6月9日7湯土第37号 土木課長通知

湯河原町道で施工する舗装工事に適用する再生加熱アスファルト混合物の利用基準を以下のとおり定める。

1 定義

「再生加熱アスファルト混合物」とは、建設工事現場から再資源化施設へ搬出される建設副産物であるアスファルト・コンクリート塊（以下「がれき」という）を再利用し、再資源化施設において製造した再生骨材（以下「リサイクル材」という）に、必要に応じてこれに補足材（砕石、高炉スラグ、クラッシャーラン、砂等）、再生用添加剤、新アスファルトを加えて、所要の品質が得られるように調整したものをいう。なお、ゴミ、泥、ガラス、陶磁器、レンガ、瓦、プラスチック、金属等を含んではならない。

2 活用のルール

「リサイクル原則化ルール」（H18.6.12 国土交通省通知）により、工事現場から 40 km 及び運搬時間 1.5 時間の範囲内でがれき及びリサイクル材の在庫があり「再生加熱アスファルト混合物」が入手できる場合は、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで原則利用する。

3 適用資材及び工種

本基準で適用する「再生加熱アスファルト混合物」は、道路の表層、基層等に適用する。

4 品質規格

資 材	品 質 規 格
再生加熱アスファルト混合物	舗装再生便覧の規定に適合していること。

5 活用にあたっての留意事項

① 設計積算（設計変更）

- ・前項「2 活用のルール」により、40km 及び運搬時間 1.5 時間の範囲内で入手可能か確認した上で、設計積算（設計変更）すること。

② 材料承認での確認事項

- ・再生加熱アスファルト混合物の材料承認申請は、「再生加熱アスファルト混合物 材料承認申請 提出表」（別記様式）※により必要事項を明記し提出させること。

（含有率の確認）

- ・材料承認にあたり、「再生加熱アスファルト混合物」のリサイクル材含有率（重量比）を確認すること。

（品質規格の確認）

- ・「再生加熱アスファルト混合物」の材料承認にあたり、品質管理基準及び規格値の確認のため、材料の変化に応じて実施した材料試験成績書を求めること。
- ・材料承認にあたり、品質管理基準及び規格値の確認のため、材料の変化に応じて実施した材料試験成績書を求めること。

6 適用年月日

この基準は、令和7年6月1日から適用する。

- ・なお、国及び県において、本基準に関して新たな基準や指針等が策定された場合、あるいは施工実績により本基準と著しい差異が認められた場合には見直すものとする。